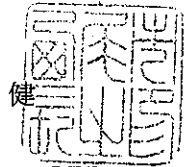


公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した次の工事は完了した。

平成31年3月25日

西尾市長 中 村



許 可 番 号	30令西建第8-16号
許 可 年 月 日	平成30年7月12日
検 査 済 証 交 付 年 月 日	平成31年3月25日
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 氏 名	丸藤精工株式会社 代表取締役 齋藤 裕史
開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所	西尾市鵜ヶ池町五林88番地
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	西尾市細池町沖田113番、114番、115番、116番、117番、118番、鵜ヶ池町五林185番、186番
開 発 区 域 の 面 積	7,957.00 平方メートル